

令和5年度 職員給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:天草市

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
①任期の定めのない常勤職員	84.3%
②任期の定めのない常勤職員以外の職員	95.0%
③全職員	60.5%

※任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、再任用職員及び会計年度任用職員を指します。

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長相当職	—
課長相当職	81.9%
課長補佐相当職	99.1%
係長相当職	96.4%

※部長相当職の女性職員は該当なし。

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	85.1%
31～35年	93.7%
26～30年	95.7%
21～25年	95.0%
16～20年	82.9%
11～15年	82.8%
6～10年	90.5%
1～5年	80.5%

※勤続年数は、採用年度を勤続1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。

【説明欄】

- ◆課長相当職における給与の差異は、女性職員の割合が影響している。
※ 課長相当職における女性職員の割合:22.8%
- ◆扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性職員への支給額が多い。
※ 扶養手当の総額に占める男性職員の割合:77.4%
※ 住居手当の総額に占める男性職員の割合:65.7%
- ◆時間外勤務手当について、男性職員への支給額が多い。
※ 時間外勤務手当の総額に占める男性の割合:64.3%
- ◆勤続年数1～20年においては、医師や国県からの割愛採用者が含まれている。この影響を除いた場合、男性職員の給与に対する女性の給与の割合は、以下のとおりである。
※ 16～20年:98.5%、11～15年:102.3%、6～10年:109.2%、1～5年:112.3%